

公文書非開示決定通知書

蘭 観 号
令和2年11月11日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行



2020年10月29日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり開示しないことと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧 ただし、「運営提案等」の項目が黒塗りされていないもの。なお、提案事業者名は黒塗りで構わない。 2回目の公募において、リフトの修復再開を提案したJRT以外の会社の提案書。ただし、当該法人等の競争上、若しくは、事業運営上の地位、または、社会的な地位が不当に損なわれる可能性を排除するために、当該法人等の名称に限っては非開示とされても、公開請求者はこれを容認する。
2 開示しない理由	蘭越町情報公開条例第9条第1号に該当
3 開示することができる時期	年 月 日
4 担当課等	商工労働観光課 (内線268)
5 備考	

注 3の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。